

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号

プロスペクト・レジデンシャル投資法人

代表者名 執行役員 西吉 健夫

(コード番号 8969)

資産運用会社名

プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長 真木 剛

問合せ先 取締役企画・IR 部長 二瓶 博和

TEL. 03-5221-8150

金融庁による業務改善命令に関するお知らせ

プロスペクト・レジデンシャル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)がその資産の運用を委託する資産運用会社であるプロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、平成 20 年 6 月 17 日証券取引等監視委員会より内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告した、との検査結果を受領しておりましたが(内容等につきましては同日付開示資料をご参照下さい)、本日、金融庁長官より、金融商品取引法第 51 条に基づく業務改善命令を受けましたのでお知らせいたします。(命令の内容等につきましては、同庁ウェブサイト<<http://www.fsa.go.jp/news/index.html>>をご参照下さい。)

投資主・投資家、並びに関係者の皆様方には多大なるご心配及びご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 本資産運用会社は今回の改善命令を厳粛に受け止め、法令遵守の一層の徹底と内部管理態勢の更なる拡充・強化に全役職員を挙げて真摯にかつ全力で取り組んでいきます。すでに様々な施策・取り組みに着手しておりますが、同庁と十分協議しながら、早期に業務改善計画を同庁宛提出することにより、態勢強化に向けた種々施策を更に加速化させていきます。同計画の内容等につきましては、受理されたのち適時・適切に開示いたします。
2. ご指摘を受けた、利害関係者取引において複数の業者に概算評価を依頼するなど物件取得時の不動産鑑定業者依頼・選定プロセスの問題については、利害関係者からの物件取得における不動産鑑定機関を財団法人日本不動産研究所の 1 機関に限定し、同機関が算定した鑑定評価額以下で購入することとし、完全に透明なプロセスとします(なお、利害関係者以外からの物件取得における不動産鑑定機関も財団法人日本不動産研究所を含む 5 機関に限定します)。鑑定を依頼・取得する際の適切なプロセスを強化しこの面でも透明性を高めると同時に、担当部である投資運用部以外からのチェックが図れるよう投資小委員会をスタートさせるなど種々施策を講じ、二度とこのようなことが起きないように万全の態勢を取っていきます。また、利害関係人取引に関しては上記の諸施策に加え、より厳しい基準でより多段階のチェックを必要とするなど厳しいハードルを課していきます。
3. 同じく指摘を受けた、本投資法人上場時の物件鑑定評価においてエンジニアリング・レポートのドラフト版を提供するなど鑑定評価資料の提供については、その後適切な提供を徹底してきておりますが、上記の投資小委員会の設置に加え、鑑定評価や同資料に関する種々チェックリストを作成するなどの諸施策により、さらに一段と徹底化を図っていきます。

以 上

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.prospect-reit.co.jp>

(参考)

同庁ご発表文の なお、以下に記載のとおり本資産運用会社は、本資産運用会社の当該管理態勢や当該資料提供による物件取得時の鑑定評価への影響がない旨の、各不動産鑑定業者からの意見書を受領しております。本資産運用会社としましては、利益相反取引行為はなかったものと認識しておりますが、ご指摘の内容を真摯かつ厳粛に受け止め、法令遵守態勢、投資主利益・投資家利益を常に第一義とする態勢、透明度の非常に高い業務プロセス及び管理態勢、を更に徹底・強化していきます。 (以上)